

外国人を雇用する事業主の皆様へ

不法就労防止にご協力ください。

生活環境課

- 外国人労働者を雇用する場合は、在留カード等を確認して、**就労資格の有無を確認**してください。
- 不法就労に当たる外国人労働者を雇い入れた場合には、不法就労した外国人だけでなく、**不法就労させた事業主も処罰の対象**になります。

不法就労には、次のケースがあります。

- **不法滞在者が働くケース**
例) 密入国した人、在留期間が経過した外国人が働く。
- **入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース**
例) 短期滞在者（観光、親族訪問等）で入国した外国人が働く。
- **入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース**
例) 外国人留学生が許可を受けずにスナック等で働く。
コックとして働くことを認められている人が工事現場等で働く。



就労可能か必ず確認 !



県民の皆さんにお願いします。
不法滞在や不法就労に関する情報を得た場合は、
最寄りの警察署・交番等に連絡をお願いします。